

令和2年2月27日

各 位

公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社  
船橋市武道センター指定管理者

船橋市武道センター教室受講料（健康体操、ヨガ等教室・太極拳教室・子ども教室等）の還付について

いつも船橋市武道センターの教室にご参加いただき、誠にありがとうございます。

既にお支払いいただいている船橋市武道センター教室受講料ですが、現在新型コロナウイルス感染症が、感染ルート不明なケースも発生している状況等を鑑み、ご参加が不安に思われるお客様につきましては、お客様からのお申出により受講料を還付させていただきます。

なお、今回の状況を踏まえ、還付手続きに関しましては、事前のお電話でも承りますので、お名前、教室名等をお申し付けください。（還付時に申請書のご記入をお願いします）

なお、今後の状況により、教室の中止等となる場合は、改めてご案内させていただきます。

#### 記

##### 1 還付対象日

令和2年2月26日(水)から令和2年3月31日(火)まで

##### 2 返金の方法

電話又は窓口で申し出ていただいた方を対象として返金予定ですが、必要な手続・現金の時期については、現在検討中です。

詳細が決まり次第、改めて周知をさせていただきます。

以上

船橋市武道センター

047-422-0122